

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月24日(金) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋谷真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡田隆史
係長 清水信吾
主事 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議長	ただ今から、5月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	3番 野口啓子委員、5番 増田一幸委員のご兩人にお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果	
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	ご説明いたします。
	受付番号181号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ
	売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約50mに
	位置しております。なお、議案書では経営面積が0アールとなって
	いますが、譲受人は実家が所有している農地を相続することになって
	おり、また、それより以前から、長年実家の所有する農地を耕作して
	いるため、実質的な経営面積は85アールとなります。申請の事由は、
	農業経営の拡張であり、本案件については問題ないと思われま
	す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと
	思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して
	いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	受付番号182号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ
	売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約1.5kmに
	位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張であり、本案件
	については問題ないと思われま
す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと	
思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
受付番号152号では、譲渡人は農業経営規模縮小から、譲受人へ	
売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約500mに	
位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張であり、本案件	
については問題ないと思われま	
す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと	
思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	

	<p>受付番号183号では、譲渡人は農業経営規模縮小から、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、いずれも譲受人の自宅から約3kmに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張であり、本案件については問題ないと思われます。</p> <p>そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当してないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>受付番号184号では、譲渡人は市外へ居住しており、耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、いずれも譲受人の自宅の目の前に位置しております。譲受人は経営面積0アールの新規就農者ですが、農作業歴は4年あり、申請事由は自家消費野菜の作付けであることや、すでに耕運機やトラクター等を所有やリースで確保していることから、本案件について問題ないと思われます。</p> <p>そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当してないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>受付番号185号では、譲渡人は市外へ居住しており、耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、いずれも譲受人の自宅の目の前に位置しております。譲受人は経営面積0アールの新規就農者ですが、農作業歴は4年あり、申請事由は自家消費野菜の作付けであることや、すでに耕運機やトラクター等を所有やリースで確保していることから、本案件について問題ないと思われます。</p> <p>そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当してないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
6番	<p>受付番号181号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>添付の書類につきまして間違いがないことを報告いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
2番	<p>受付番号182号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p>

	<p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1 番	<p>受付番号 183 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1 1 番	<p>受付番号 184 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>添付の書類につきまして間違いがないことを報告いたします。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>続けて、受付番号 185 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますが、184 号と同様のため朗読は省略させていただきます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。</p>

	(起立全員)
(議案第2号)	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	186号では、自己用住宅を拡張するものです。
	申請人が既に使用している住宅敷地の一部が農地であることが判明しました。さらに調査すると、昭和45年以前から使用していることが分かり、本申請をするものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
1番	受付番号186号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	昭和45年以前から、今回の申請地を建物敷地としての用途として、使用していましたが、農地のまま使用していたことが分かり、是正を行うために申請するものです。今後は違反をしないように留意しますのでよろしくお願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

	を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	まずはじめに、議案書の差し替えがあります。194号ですが、こちらは当初譲受人が連名での申請でしたが、その後、計画に変更があり、単独での申請に変更になりました。
	187号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在横浜市に居住していますが、リモートによる仕事に定着し、子供の生活環境を整えることを考えた結果、妻の実家のある羽生市に住宅を構えるため、本申請を行うものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
	188号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、市外に居住していますが、普段から交流のある妻の親戚がいる羽生市に移住するため、現在の住宅と土地を売却して本申請を行うものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
	189号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は静岡県の実家に居住していますが、勤務地が埼玉県に定着することになり、近隣に大型商業施設や病院のある羽生市に住宅を建てるために、本申請を行うものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
	190号では、太陽光発電施設を設けるものです。
	譲受人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周囲環境や立地条件等から日当たりがよく、面積や土地形状等の各種条件も良いことから申請するものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
	191号では、太陽光発電施設を設けるものです。
	譲受人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周囲環境や立地条件等から日当たりがよく、面積や土地形状等の各種条件も良いことから申請するものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
	192号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、市外のアパートで生活しております。
	譲受人は現在市内のアパートに居住していますが、専用住宅を建築すべく、実家近辺の市街化区域の土地を探しましたが見つからず、市街化調整区域を探したところ本申請地を見つけ、申請を行うものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。

	<p>193号では、農地改良による一時転用を行うものです。</p> <p>譲受人は川口市に本社を置き、土木業を営んでいる法人です。</p> <p>申請地は道路面から75cm程低く、水はけが悪く耕作しづらいことから、農地改良で嵩上げをして大豆の作付けを行う計画です。</p> <p>申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。原則として不許可相当ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。</p> <p>194号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は現在幸手市に居住していますが、勤務地が寄居町と栃木市の兼務になることから、双方の通勤に便利な羽生市に住宅を建築するため、本申請を行うものです。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
2番	<p>受付番号187号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在借家に住んでおり、子どもの成長とともに手狭になってきたため自己用住宅の建築を検討しました。リモートによる仕事が定着し、通勤より子どもの生活環境を整えることを考えると、妻の実家もあり学校、大型商業施設や病院も近く、安心して生活していけると考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号188号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外で暮らしておりますが、妻の親戚が住んでいて、普段から交流のある羽生市の市街化区域で探しておりましたが、見つからず、市街化調整区域に広げ探したところ、本申請地を見つけ申請しました。近隣に住宅も多く、学校も近く、将来何かと便利な場所であると考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号189号について調査報告いたします。まず、議案書を</p>

	朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	これまで、転勤が多く、借家住宅や実家暮らしをしてきましたが、勤務地が埼玉県で定着することとなり、羽生市での永住を考え
	ました。土地も建物も所有しておりませんが、現在の居住地では無資産証明書の発行を行っておらず、実家暮らしのため、賃貸借
	契約書も添付できないため、居住地の土地と建物の登記事項証明書と名寄帳を申請して所有がないことを記載した書類で、無資産を証明
	できたと考えております。また、仕事面だけでなく、大型
	商業施設や病院も近く、安心して生活していけると考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
10番	受付番号190号について調査報告いたします。まず、議案書を
	朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	申請地は目安の1,000㎡程度と最適な広さであり、パネルを配置図の
	ように並べられ、低圧発電施設を1基設置できます。周辺環境や立地
	条件等から日当たりもよく、採算性があると判断いたしました。
	次に誓約書を朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
	続きまして、受付番号191号について調査報告いたします。まず、
	議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	申請地は目安の1,000㎡程度と最適な広さであり、パネルを配置図の
	ように並べられ、低圧発電施設を1基設置できます。周辺環境や立地
	条件等から日当たりもよく、採算性があると判断いたしました。
	次に誓約書を朗読いたします。

	<p>1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。</p> <p>2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。</p> <p>3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。</p> <p>4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。</p> <p>5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3 番	<p>受付番号 192 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内の共同住宅で暮らしておりますが、将来を考え、専用住宅を建設するために、駐車場とガーデンスペースが確保できる土地を市街化区域で探しておりましたが見つからず、市街化調整区域に広げ探したところ、本申請地を見つけ申請しました。近隣に住宅も多く、学校も近く、将来何かと便利な場所であると考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
9 番	<p>受付番号 193 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>三田ヶ谷土地改良区にて排水方法の説明をさせていただき、ご理解はしていただきましたが、年に 1 回の総会が 3 月に終了しており隣地の同意書がいただけなかったため、代わりに誓約書を提出します。機場に、支障がないように施工させていただきます。</p> <p>万が一工事において問題が起きた場合当事者で解決いたします。</p> <p>農地改良による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、株式会社 が土地所有者から依頼されて農地改良工事を予定しておりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたします。なお、これらに反した場合、許可を取り消されても異存はありません。</p> <p>1. この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。</p> <p>2. 工事については、裏面「農地改良工事」の範囲内で行います。</p> <p>3. 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたします。</p>

	<p>4. 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。</p> <p>5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任をもって対応いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>続けて、受付番号194号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外で借家住まいをしておりますが、借家では手狭となり、子どもの環境を早めに整えてあげる時期だと考え、専用住宅の建築を検討しました。勤務地が確定し、兼務となることから、双方の通勤にであり、住環境としても清閑で日当たりや風通しもよく、学校も近いため申請地を選定しました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。</p> <p>工場敷1件、住宅敷1件ございました。</p> <p>報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。</p> <p>住宅敷6件、共同住宅敷1件、駐車場3件ございました。</p> <p>報告事項3 農地法第4条の規定による許可申請の取下についてで</p>

	<p>ございますが、こちらは令和6年1月10日に農地法第4条の許可申請がありました案件の取下があったものです。ご覧のとおり、1件ございました。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。3件ございました。</p> <p>報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました4月分でございます。4条が2件、5条が9件ございました。</p> <p>以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。続きまして、お手元にあります、トートバッグ・タオル・軍手・ハンドクリーム、案内文ですが、全国農業新聞から、「購読よろしくお願ひします」ということで配布されたものです。ただ、皆様はクラブ積立金から購読を行いますので、そのまま活用ください。続いて、農地相談票についてです。地元から相談のあったものについて、この後各農業委員さんと推進委員さんに個別に説明しますので、終了後このままお待ちください。</p> <p>今回、岩瀬地区と新郷地区にありますので、よろしくお願ひします。。</p> <p>来月6月の定例農業委員会の日程でございますが、25日の火曜日午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和6年 5月24日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	